

《研究ノート》

最古の大学特許状 *Authenticum Habita*

勝田有恒

衆知のように、大学は一二世紀に北イタリアポローニヤに生まれたといわれる。しかしながらその起源については明らかでないことが多い。一二世紀の初頭イルネリウスという法学者が実在し、彼によって法学校が始められたというのが、比較的确实なポローニヤ大学前史であろう。しかしイルネリウスは、少なくとも大学と名づけられる団体の存在を示す如何なる史料も残してくれなかった。元来人に何かを教えるのに、誰の許可を必要とするであろうか。教師の名声が高まり、またその教師について学問を修めることが、社会的な意味をもつことになる。当然学生の数も増加し、外国からも学生が集まることになる。ポローニヤが多くの外国人学生を受け入れることになってはじめて、ポローニヤの法学校は大学史と法史の舞台に登場することになった。異郷の地に学ぶ留学生とポローニヤ市民との軋轢、それは中世における異邦人に対する極めて不利な処遇から生じたのだが、これが、より上級の権力つまり皇帝権の介入

を喚ぶことになる。

ポローニヤで研究され、教えられていた法はローマ法Ⅱ皇帝法であった。法学の博士は必然的に皇帝権の擁護、その政策の法律論的な論証を行わざるを得なかった。ポローニヤの博士達は一五八八年のロンカリア立法においても、皇帝のイタリア政策に協力することになる。皇帝権力の優位を主張するにあたって、法学者はまたとない支持者として評価を受けることになる。皇帝やその側近達は、法学者(教師・学生)を保護する必要がある。また法学者もそれを望んでいた。こうして与えられたのが、*Authenticum Habita* と呼ばれる特許状である。これは後にも述べるように、大学の設立とか認可を意味するものではない。法学校の実体はかなり古くから存在していたであろうし、その認可は不必要であった。にもかかわらず、この特許状が、一種の設立認可と一般に解されているのは、大学成立史に不明な部分が多く、これに一つのはっきりとしたエポックを画するものであるためであろう。ちなみに、やがてポローニヤ大学という団体の中核となる学生組合の存在については、せいぜい一二世紀末に成立したと推定されているし、教師の組合はやや古く世紀中葉にあったであろうといわれている。

この特許状は単なる特許状ではなく、皇帝法として、ローマ法大全に挿入された。こうした措置は、法学者によって考え出されたと思われるが、そのためにこの特許状が普遍的な法規として位置づけられ、法学生や大学の特権的な地位の法律上の根拠となり、一般的な意義をもちつけてゆくことになる。一八

世紀の著名な法律家ブラックストーンでさえ、大学の裁判特権について、大陸のこの特許状を引用している。

この特許状は極めて短いものであるが、そのなかから、われわれは、イタリア型の大学団の成立、大学における裁判権、市民対外国人あるいは俗人对聖職者の関係、ローマ法の理論的継受といった様々の問題への展望を得ることが出来る。

* * *

この特許状には多くのラキストがある。

(I) MGHの *Constitutiones I*, 249 が最も善谷である。Hattenhauer u. Buschmann 編の *Textbuch zur Privatrechtsgeschichte der Neuzeit*, 1967, S. 30 f. にも引用が使用されている。なお青木・三浦訳のハンスキムス『大学の起源』(一九七〇年)に収録の大学記録一も参照。

(II) アッルシウス Accursius 以来の *Glossa ordinaria* になわち、註釈付ローマ法大全の勅法集には、この特許状が挿入されている (C. *Ne filius pro patre*.....Auth. *Habita* = C. 4. 13. 67)。本稿で参照したのは一六二七年のラオン版である。

(III) イギリスの歴史学者ケプラー H. Koeppler が『ロシカリア立法史の詳細な分析によりながら』(史学 *Palatinus Latinus 761* を中心とした史料校訂がある (EHR, LIV, 1939, p. 607)。

この(III)が最も信頼するに足ると考えたので、本稿の訳はこれによった。

(45) 研究ノート

Imperator Fredericus.

Habita super hoc diligenti episcoporum, abbatum, ducum et omnium iudicum et procerum sacri palatii nostri examinatione, omnibus qui causa studiorum peregrinantur scholaribus, et maxime divinarum atque sacrarum legum professoribus hoc nostre pietatis beneficium indulgemus, ut ad loca, in quibus literarum exercentur studia, tam ipsi quam eorum nuntii veniant et habitent in eis securi. Dignum namque existimamus, ut, cum bona facientes nostram laudem atque protectionem mereantur, omnes eos, quorum scientia mundus illuminatur, ad obediendum deo et nobis, ministris eius, vita subiectorum informatur, quadam speciali dilectione ab omni iniuria defendamus. Quis eorum non misereatur, amore scientie facti exules; de divitibus pauperes semetipsos exinaniant, vitam suam omnibus periculis exponant, et a vilissimis sepe hominibus, —quod graviter ferendum est—corporales iniurias sine causa perferant.

Hac igitur generali lege et in eternum valitura decrevimus, ut nullus de cetero tam audax inveniat, qui aliquam scholaribus iniuriam inferre presumat, nec ob alterius eisdem provincie debitum, quod aliquando ex perversa consuetudine factum audivimus, aliquod dampnum

eis inferat.

Sciturus huius sacre legis temeratoribus et illius temporis si hoc vindicare neglexerint locorum restoribus, restitutionem rerum ablatarum ab omnibus exigendam in quadruplum, notaque infamie ipso iure irrogata, dignitate sua careant in perpetuum.

Verum tamen, si eis licem super aliquo negotio quispiam movere voluerit, huius rei optioe data scholaribus, eos coram domino aut magistro suo vel ipsius civitatis episcopo, quibus in hoc iurisdictionem dedimus, conveniat. Qui vero ad alium iudicem eos trahere temptaverit, causa, etiam si iustissima fuerit, pro tali conamine cadat. Hanc autem legem inter imperiales constitutiones sub titulo 'ne filius pro patre etc.' inseri iussimus.

皇帝フリードリヒは、諸司教、諸修道院長、諸侯、諸裁判官およびわが宮宰達の入念なる助言にもとづき、⁽¹⁾ 学問を修めるために旅する学生達、およびとくに神聖なる市民法の教師達に、次の如き慈悲深き恩恵を与える。すなわち、彼等もしくは彼等の使者が、学問を修める場所⁽⁴⁾に安全におもむき、そこに安全に滞在し得るものとする。

朕が思うには、善を行う者達は、朕の称讃と保護を受けるものであって、学識によって世人を啓発し、神と神の下僕なる朕に恭順せしめ、朕の臣民を教え導く彼等を、特別なる加護によ

って、すべての不正から保護するものである。⁽⁵⁾ 彼等は、学問を愛するが故に、異邦人となり、富を失ない、困窮し、あるいは生命の危険にさらされ、全く堪えがたいことだが、しばしば理由もなく貪欲な人々によって、身体に危害を加えられているが、こうした彼等を憐れまぬ者はいないであらう。

このような理由により、朕は永久に有効である法規によって、何人も、学生達に敢えて不正を働き、学生達の同国人の債務のために損害を与えぬことを命ずる。こうした不法は悪い慣習によって生じたと聞いている。

今後、この神聖な法規に違反した者は、その損害を補填しないかぎり、その都市の長官に四倍額の賠償金を支払い、さらに何等の特別な判決なくして当然に、破廉恥の罪によってその身分を失なうことになることが知られるべきである。

しかしながら、学生達を法廷に訴え出ようと欲する者は、学生達の選択にしたがい、朕が裁判権を与えた、⁽⁶⁾ 彼等の師もしくは博士または都市の司教に、訴え出るものとする。このほかの裁判官に学生達を訴え出ることを企てた者は、⁽⁷⁾ 訴因が正当であっても、敗訴することになる。

朕は、この法規を勅法集第四卷第一章に挿入⁽¹⁰⁾することを命ずる。

(1) 帝国国会の場において、正式に決定されたことを示している。他のテキストには末尾に「ロンカリアにおいて、一一五八年告知するものなり。」という文言が付されている。(C. I. C. Lugd. uni, 1627)。

(2) とくに法学生とは限定していないが、次の法学教師との関係で、ローマ法(市民法)を学ぶ学生であり、とくに外国人で、俗人である学生が、この特許状の保護の対象となっている。

一三世紀には、他の学部 of 学生にも適用されるという解釈がなされるが、例えば文法 *Grammatica* は、法律学に不可欠であるからといった理由が付けられている(Ullmann, 132)。そして教会法を学ぶ場合にも拡大される。

学生としての資格については、学籍簿の登録が形式上のもので、実質的に、講義への常時出席、教師の許可なくして修学の場を離れぬことを必要とし、また中断期間は五年、在学年限は一〇年とされた(Ullmann, 134)。

(3) 当時の用語法からみても教会法を含まないと解され、ハッテンハウアーの訳註も、ローマ法大全を指すとしている。当時はすでにグラティアヌス教令集 *Concordantia discordantium Canonum* は完成しており、それ自体が教科書であり、教会法学は開始されていたと考えられる。その学習者は恐らくこの時代には全てが聖職者であったから、教会法の学生は、特別な保護をそもそも必要としなかった。つまり、聖職者としての免除特権、裁判特権が与えられていたのである(例えばこの教令集の C. XI. q. 1, C. XXI. q. V, C. XII. q. II. c. 69) (Feine, *Kirchl. RG.* 4. Aufl. 349f.)。このような特権が俗人の学生達によって要望され、皇帝も法学生に聖職者と同様の特権を与えよう

としたと想定することも出来る。

しかしながら、市民法学と教会法学の有機的な関連が意識され、両教師組合が単一体となる場合もあったことを考えると、後の時代には、この限定は余り意味をもたなくなつたと考えられる。例えば市民法学の教師が教会法を学ぶ場合、学生として扱われたし、俗人が教会法を学ぶことは時代が下るほど多くなつたからである。

このように、この特許状は、専ら学生それも俗人で外国人である者の保護を目的としている。教師は元来市民であり、ここで問題になつていような保護を必要としなかった。ポロニーヤ出身の学生の場合も同様である。ポロニーヤ大学団の中心をなす学生組合は、一二世紀末以降に成立したと推定されているが(Dentfle, S. 136)、それは市民に対抗し、相互扶助を目的として結成された外国人学生ギルド(国民団 *natio*)であった。ポロニーヤ出身の学生は、学生組合について権利・義務をもたなかった(ラシュドール, 一五二頁)。一三世紀末までに確立される学生組合の絶対的優位についても、外国人对市民という対抗関係からの理解も必要であろう。

(4) ポロニーヤは学者の母 *natrix et mater legentium* と呼ばれたことから、ポロニーヤの学都としての位置は疑いのないところであった。さらにこの都市は、テオドシウス皇帝によって建設された王都であり、バルドスはこの地で千年以上も法学が行われていたと信じていた。学都と

して後年バドナ、ベルージュも認められるが、他の学問はともかく、法学は *in civitatibus privilegiatis* でのみ学ばれるべきである、他の小都市では良い教師もいないし法律書も乏しいので、法学を破滅させるとバルトルスは主張している。この見解は、支配的なものであったが (Ullmann, 113) 収入減を恐れて、学生や教師の他市への移転を出来るだけ防ごうとする市民の立場があったことを忘れてはならないであろう。

(5) 皇帝は、法学者が如何に公にとって有用であるかを説いているが、ここから、法学者の利益が即公益であるという学説 *Publica versatur utilitas in scholaribus* が生まれてくる。この公益論によって、法学教師、法学生の様な特権が、この特許状の拡大解釈を通じて主張されてゆく。これはすでに一二世紀前半からみられ、法学生が学修に際して用いるものとくに書物は租税の対象からはずされる (Bartolus) 、「また法学者に危害を与えることは聖物冒瀆 *Sacrilegium* にあたる行為である (Baldus) 」、「そこで法学生は隣家で騒音や悪臭を出す職人を追い払うことが出来る (Odrredus, Bartolus) 」、「そして法学生の方があとから移住して来た場合でもこれは可能である、この特権について先後関係を論ずる必要はない (Baldus) と主張され、カノニストの *Hostensis* も、「法学者と聖職者は全く同等と考えている。さらに法学者の活動は公共の利益に資するものであり、学習することは飲食と同じ行為と考えられる

から、神の祝祭日にもこれは許されるものと解され (*Uti cas de Penna*) 、「ユダヤ人学生もキリスト教徒なみの誠実さをもつと考えられるから、学校内でのユダヤ人との交際も大目にもみられたのであった (Ullmann, 112, 116f.) 。

(6) 身体に加えられた損害に対しては、学生自身の自己防衛は認められた (*Gl. ordinaria*) 、「しかし悪意に満ちた侮辱が、ここに含まれるかについては、事案によって見解はわかれたといわれる (Ullmann, 120) 」。また学生は受けた損害につき直接皇帝に訴えることが出来るという点で、法学者の解釈は一致しているが、その手続については確たるものがない。なお学生の家族も学校を訪ねた際には、この特権を受けるものとされた (Ullmann, 119) 。

(7) ケプラーの校訂の最も重要な部分である。当時外国人に対しては法律上差別がひどく、外地での学生生活は極めて困難であった。ここから国民団の結成も促されるのであるが (ラシニドール、一四八頁)、特にこの部分については、他の学生が残した借財のため、市民が返済を迫ることに、ポローニヤの学生によって皇帝に訴えがされたことにつき、かなり信頼に価する史料があり、こうした市民からの報復から保護する主旨であると考えられる (拙稿「バルロッサ」二九四頁)。バルドスも、この勅法の要約で、*nec pro alio pignorare. et vice versa* (C. I. C. Lugduni, 1627) 。

なお後年一二三一年グレゴリウス九世によるバリ大学へ

の大勅書 *parents scientiarum* では、学生を債務のために逮捕することを禁ずるという形に拡大されてゆく（ハスキンス「大学の起源」一五二頁）。

(8) 都市の長官と訳出した *rector* は、ボデスタと同義の、ラテン語であつて、主席行政官、執政官が元の意味であるが、この語は一二世紀ローマ法研究が開始されてから用いられるようになった。ギルドにおいては唯一の代表者を指し、ここから大学団、学生団の長、学頭の意味で用いられるに至る（ラッシュドール、一五六頁）。

四倍額の賠償については新勅法の規定 *Nov. 52. c. 1* との関連が指摘されるし、破廉恥の罪も、多くのローマ法の法文、例えば *Inst. 4. 16. 2. D. 37. 15. 2. pr.* などによるものと考えられ、この特許状が、ボローニヤの法学者、恐らくは四博士によって起草されたことを推定させる。(9) この部分は大学団に対する裁判権の賦与を意味するものではないが、教師に対して裁判権が与えられたことは、重要であり、古くユスチニアヌスがベリトスの法学教師に裁判権を委託したこと (*D. Const. Omnem*) を想起させる。

学生による司教、教師いずれかの選択は大学における裁判権の法理について、その後の非常に興味深い展開をもたらすことになる。学生が司教と教師以外に、都市の長官ボデスタを選ぶことは禁止されていない。さらに一三—四世紀に、学生組合の学頭 *rector* の力が増大すると、学頭が

裁判官に選ばれることになる。このように、学生は、特許状による司教と教師、普通法上のボデスタと学頭、都合四つの選択可能性をもつことになる (*Savigny, III, § 66*)。裁判官の順位については、何も規定されていないが、実際上は司教が最上位にあり、判決執行はボデスタの助力を必要とした。

教師の裁判権は元来強力なものではなく、早くも一二世紀末には、刑事裁判権を学生に対して行使し得なくなり、*Azo* は民事事件のみが、この特許状での対象であるとした。アクルシウス以降、刑事裁判権は理論上復活するが、実際上は殆ど行使されなかったといわれている (*Savigny, III, § 64*)。

聖職者の学生が、世俗裁判権を選択し得たであろうか、ローマ法の規定 *C. 2. 3. 29* によれば可能であったが、教会法学の発展によって、聖職者個人に与えられた恩恵を放棄することは許されるが、一般性をもつ特権を放棄し得ないという立論がなされ (*Johannes Teutonicus*)、世俗裁判官を選ぶことは、教皇が皇帝裁判に服することを意味するとして、全面的に否定され、さらにフリードリッヒ二世が、聖職者を世俗裁判権からの免除特権をもつという勅法 *C. 1. 3. 31 in Auth.* を出すに及んで、議論の余地はなくなった。反教皇主義者といわれるチヌスでさえ、聖職者の特権的地位に反論し得なかった。聖職者学生は、原則として、故国の司教裁判権に服すべきであり、従つて、ハビタ

とは無関係であることが、この点からも明らかになる。そして、修学地の司教の裁判に服する場合、正規の司教によって承認されたものという解釈がなされた (Hostiensis) (Ullmann, 127—9)。

(10) C. 4. 13 のタイトルは、「家子は家父の代りに……訴訟されぬ」であるが、他人の債務のために報復されないうち、この章への挿入が決定されたと考えられる (拙稿「バルバロッサ」三〇一頁以下)。

* * *

なおこの特許状に関連する主な参考文献は次のようなものである。

Savigny, G. d. rom. R. im MA. Bd. III, §60 f.
 Koeppler, Frederick Barbarossa & The Schools of Bologna: EHR, 1939, pp. 577.
 W. Ullmann, The Medieval Interpretation of Frederick I's Authentic 《Habit》: L'europa e il diritto romano, vol. I, 1954, pp. 100.
 H. Denifle, Die Entstehung der Uni. d. Mas. 1885, S. 48ff.
 ラシネドール、横尾壮英訳『大学の起源』上、第四章。拙稿『フリードリッヒ バルバロッサといわゆる「ローマ法の理論的継受』一橋大学法学研究6、二二五頁以下。
 (一橋大学助教授)